

議案第16号

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

杉並区営住宅条例（平成9年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（整備基準）

第3条の2 区営住宅及び共同施設（以下この条において「区営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

2 区営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、使用者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

3 区営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、区営住宅等の整備に関する基準は、規則で定めるところによる。

第6条第1項第3号ア中「区営住宅の利用者が身体障害者である場合その他の」を「利用者の」に、「政令第6条第4項」を「第4項」に、「政令第6条第5項第1号に規定する金額」を「21万4,000円」に改め、同号イ中「政令第6条第5項第2号に規定する金額」を「21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）」に改め、同号ウ中「政令第6条第5項第3号に規定する金額」を「15万8,000円」に改め、同条第2項第2号中「第2条」を「第2条第1号」に改め、同条第4項中「及び第2項」を「、第2項及び前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第3号アに掲げる場合は、利用者又は同居者が次の各号のいずれかに該

当する場合とする。

(1) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度である場合

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(2) 第2項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者である場合

(3) 使用者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満又は60歳以上の者である場合

(4) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第7条第2項中「なお」を削る。

第14条第1項第4号中「、し尿浄化施設、汚水処理施設」を削る。

第23条第4項中「政令第6条第4項」を「第6条第4項」に改める。

第24条中「第6条第1項第3号ア又はイに掲げる場合にあつては」を「第6条第1項第3号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、」に、「同号ア又はイ」を「同号ア、イ又はウ」に改め、「、同号ウに掲げる場合にあつては政令第8条第1項に定める法第23条第2号八に掲げる場合の金額を」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成28年3月31日までの間、この条例による改正後の杉並区営住宅条例第6条第4項第3号の規定の適用については、同号中「使用者が60歳以上」とあるのは「使用者が平成25年4月1日前において57歳以上」と、「又は60歳以上」とあるのは「又は同日前において57歳以上」とする。

(提案理由)

公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、区営住宅等の整備基準及び使用者の収入基準を定める等の必要がある。

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p><u>(整備基準)</u></p> <p><u>第3条の2 区営住宅及び共同施設(以下この条において「区営住宅等」という。)は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。</u></p> <p><u>2 区営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、使用者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。</u></p> <p><u>3 区営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、区営住宅等の整備に関する基準は、規則で定めるところによる。</u></p>	
<p><u>(使用者の資格)</u></p> <p>第6条 区営住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第4号、</p>	<p><u>(使用者の資格)</u></p> <p>第6条 区営住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第4号、</p>

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8,000円

(4) 略

2 次の各号のいずれかに該当する者（次条第2項において「高齢者等」という。）にあっては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 略

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの
ア～ウ 略

(3)～(8) 略

3 略

4 第1項第3号アに掲げる場合は、使用者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それ

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 政令第6条第5項第3号に規定する金額

(4) 略

2 次の各号のいずれかに該当する者（次条第2項において「高齢者等」という。）にあっては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 略

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの
ア～ウ 略

(3)～(8) 略

3 略

それぞれに定める障害の程度である場合

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(2) 第2項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者である場合

(3) 使用者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満又は60歳以上の者である場合

(4) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

5 第1項、第2項及び前項に定めるもののほか、区長は、供給する住宅の戸数が著しく少ない場合その他特に必要があると認める場合は、使用者の資格について制限を加えることができる。

(使用者の資格の特例)

第7条 略

2 前条第1項第3号イに掲げる区営住宅の利用者は、同項各号(高齢者等)にあっては、同項第1号、第3号及び第

4 第1項及び第2項 _____ に定めるもののほか、区長は、供給する住宅の戸数が著しく少ない場合その他特に必要があると認める場合は、使用者の資格について制限を加えることができる。

(使用者の資格の特例)

第7条 略

2 前条第1項第3号イに掲げる区営住宅の利用者は、同項各号(高齢者等)にあっては、同項第1号、第3号及び第

4号)に掲げる条件を具備しているほか、当該災害発生の日から3年間は、
 ____当該災害により住宅を失った者で
 なければならない。

(費用負担)

第14条 次に掲げる費用(駐車場の使用に係るものを除く。)は、区営住宅の使用者の負担とする。

(1)~(3) 略

(4) 給水施設_____
 _____、エレベーター及び共同施設の使用及び維持に要する費用

(5) 略

2 略

(収入の認定等)

第23条 略

2及び3 略

4 区長は、第16条の許可を行う場合において、当該許可に伴い、第1項の規定により認定した収入の額が政令第2条第2項に定める収入の区分を超えて変動したとき(第6条第4項____に定める場合に該当しなくなったことにより収入超過基準を超えることとなったとき及び新たに同項に定める場合に該当することによりその収入が収入超過基準以下となったときを含む。次項において同じ。)は、その収入の額を認定する。

4号)に掲げる条件を具備しているほか、当該災害発生の日から3年間は、
 なお当該災害により住宅を失った者で
 なければならない。

(費用負担)

第14条 次に掲げる費用(駐車場の使用に係るものを除く。)は、区営住宅の使用者の負担とする。

(1)~(3) 略

(4) 給水施設、し尿浄化施設、汚水処理施設、エレベーター及び共同施設の使用及び維持に要する費用

(5) 略

2 略

(収入の認定等)

第23条 略

2及び3 略

4 区長は、第16条の許可を行う場合において、当該許可に伴い、第1項の規定により認定した収入の額が政令第2条第2項に定める収入の区分を超えて変動したとき(政令第6条第4項に定める場合に該当しなくなったことにより収入超過基準を超えることとなったとき及び新たに同項に定める場合に該当することによりその収入が収入超過基準以下となったときを含む。次項において同じ。)は、その収入の額を認定する。

